

令和3年 8月 2日
埼行発 第263号

関係者各位

埼玉県行政書士会
会長 関口 隆夫

緊急事態宣言再発令に伴う当面の会務運営について

8月2日、東京都に対する緊急事態宣言措置の延長に加え、首都圏3県に緊急事態宣言が再発令されました。新型コロナウイルスの感染者数は爆発的増加の様相を呈しております。

この状況に鑑み、当会では、会員・関係者・職員の健康確保と感染防止を第一に考え、今後の各種会議を確実に開催するため以下の方針で会務運営を行います。

皆様には引き続きご不便をおかけしますが、危機感を共有いただき、会務運営に対し御理解、御協力のほどお願い申し上げます。

記

- 1、各種会議・研修会については、原則WEB方式での開催とします。
- 2、飲食を伴う会議は当面行いません。活動が午前午後におたる場合の昼食については飛沫感染防止のため各自で取ることとし、弁当の提供は行いません。
- 3、交代制による職員の在宅勤務を継続して実施します。事務局・職員への連絡はメールをご活用下さい。
- 4、事務局来局の際にはマスク着用のうえ、検温・手指消毒をお願いします。
- 5、発熱等体調不良の場合は来局をお控え下さい。
- 6、コロナ感染防止及び熱中症リスク低減のため、不要の来局はお控えください。
- 7、用紙類等の購入は緊急の場合を除きお控え下さい。
- 8、会員への情報発信は、事務局員の定時退社を徹底するため紙ベースを極力削減し、適宜HPにて行います。
- 9、以上の他、状況に応じ必要な措置を取ることがありますのでご了承ください。

以上